

別記様式第1号(第四関係)

の な か ち く か っ せ い か け い か く  
野中地区活性化計画

栃木県・栃木市

(平成23年3月)  
平成25年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 野中地区活性化計画

都道府県名 栃木県

市町村名 栃木市

地区名(※1) 野中、細堀

計画期間(※2) 平成23年度～平成27年度

## 目 標 : (※3)

当地区は農業従事者の減少(H18 737人→H22 707人)及び高齢化が進み、若年者の就農意欲の低下が課題となっている。そのため若年者の就農意欲の向上、農業従事者の経営意欲の向上に資するため農道を整備し、効率的な輸送体制を整え営農環境を改善して、安定した農業経営の持続、展開を図る。このことにより農業従事者数の減少を抑えることとし、目標として平成22年度394戸の農家戸数を平成28年度においても維持することを掲げ、当地区の定住化を促進する。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

本市は、関東平野の北部、首都圏より約80kmの地点にあり、首都経済圏に位置する栃木県南部の中核都市である。野中地区に代表され細堀地区を含む本地域は、栃木市の北西部に位置し、地下水を水源とした水田地帯であり、水田二毛作による水稲+大麦の土地利用型農業を主体とし、これに野菜を加えた複合経営によって、地域の農業が展開されている。水稲を基幹として麦・野菜との複合経営で、農産物は国道4号や東北自動車道を経由して東京方面へ出荷される。

### 現状と課題

野中地区に代表され細堀地区を含む本地域は、県営圃場整備事業吹上東部地区(H10～H23)により整備されているが、本地区の農道においてはそのほとんどが砂利道となっているため、農業従事者の高齢化が進むなかで維持管理に多大な労力を要している。そのため、舗装することにより、農業輸送効率を向上させ、営農環境の改善を図ることが課題となっている。近年、農業従事者の減少、高齢化、後継者不足により地域活力が低下しており、これらを解消し、地域を活性化することが課題である。

### 今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化・後継者不足が進み地域活力が低下する中、農地の保全、基盤の整備、後継者の育成や農地の集約化等を推進して農業経済の安定化を図り地域活性化を目指す。具体的には、農道の整備を行うことによって、従来の機能が向上され、生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上により安定した農業経営の持続、展開を図り、農家人口・総人口の減少を抑制し、当地区の定住化を促進する。  
なお、活性化計画終了年度の翌年度には、農業委員会選挙人名簿を基に目標達成状況を確認し、今後も農業を継続できるような施策を展開する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
栃木市	野中	基盤整備(土地改良施設保全)	栃木市	有	イ	H23
栃木市	細堀	基盤整備(土地改良施設保全)	栃木市	有	イ	H25

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
栃木市	吹上東部	区画整理	栃木県	H10~H23

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

### 3 活性化計画の区域(※1)

野中地区(栃木県栃木市)	区域面積(※2)	168ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積168haのうち農林地面積は約139haで約83%を占め、当該地域における全就業者3,663人に対し農林漁業従事者227人で概ね6%である。		
②法第3条第2号関係: 農業者の高齢化傾向からみて、活性化のためには、基盤整備により生産性を向上し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲を向上させることにより、安定した農業経営を確立し、定住化を進めることは必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 計画区域は農業振興地域に指定されている区域であり、都市計画区域も有さず現に市街地を形成している区域は含んでいない。		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

農家戸数を現況年度(H22)394戸に対し評価年度(H28)も維持することを目標にしており、その達成状況は農業委員会選挙人名簿を基に確認する。  
県としては、栃木市の評価の妥当性について確認する。  
また、公表にあたっては、第三者の意見を聴取する。